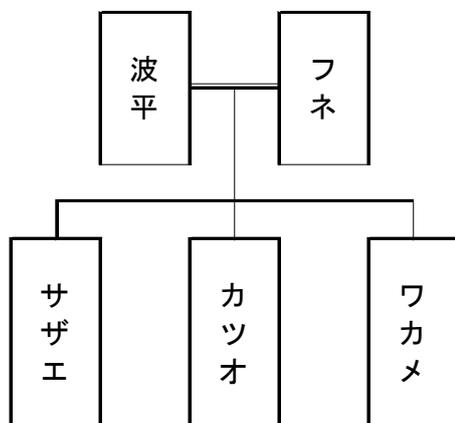


保存用資料

遺言の落とし穴 1

～遺言はご夫婦で～

波平さん一家の家系図



<波平さんの財産>

波平さんは親が資産家で、かなりの財産を相続しています。

一流商社にお勤めで、ご自身の収入や退職金も相当のものになります。

<フネさんの財産>

フネさんは財産と言えるようなものはありません。不動産はなく、ヘソクリを貯めた50万円程度の預金だけです。

<波平さんからのご相談>

『ワシもそろそろ遺言を作ろうと思うのだが、どうだろうか？

ワシが死んだあとのフネの生活も心配だから、5,000万円の現金と自宅不動産はフネに渡したい。

それ以外の財産はカツオ、サザエ、ワカメに渡すように考えてきた。

フネは財産なんて言えるものは何もないから、遺言を作るのはワシだけじゃ。』

財産をお持ちなのは、波平さんだけです。それならフネさんは遺言を作る必要は無いように思えます。実際に私のところにご相談にいらっしゃるお客様のほとんどは、このようにお考えのようです。

しかし遺言は財産を持っていないフネさんも書いたほうが良いんです！なぜなら・・・

波平さんが亡くなった後、フネさんは<現金5,000万円と自宅不動産>を相続します。今の時点で財産持っていないなくても、将来もらうかもしれない財産について、遺言を書いておく必要があります。

1人目（波平さん）が亡くなった時より、2人目（フネさん）が亡くなったときに争いは起きます。**1回目の恨みを2回目で晴らそうとするからです。**

また、遺言を書くときには <この財産はフネさんに相続させる。ただしフネさんが先に亡くなっている場合は、サザエに相続させる>というような工夫も必要です。ご夫婦の場合、どちらが先に亡くなるか分かりません。そのため自分より先に配偶者が亡くなっていた場合に、配偶者に渡す予定だった財産を誰に渡すかということも書いておく必要があります。**<相続専門税理士 地守亮>**

編集
後記

今年初めての相続解決組・相続セミナーが2月5日に開催します。多くの方の参加をお待ちしております。次回は5月7日(土曜日)を予定しております。相続解決組は、3月には専門家集中セミナーとスキルアップ研修を行います。土業の方で、参加希望の方は相続問題研究所(058-251-6711)まで連絡下さい。